

各文部科学大臣所轄学校法人理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
各 都 道 府 県 知 事  
小中高等学校を設置する学校設置会社を 殿  
所轄する構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項  
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省高等教育局私学部長

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（協力依頼）

平素より文部科学行政に御協力頂き、厚く御礼を申し上げます。

さて、マイナンバーカードの普及については、これまでも、昨年 6 月 4 日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添 1。以下「方針」という。）に基づき、各業所管官庁から関係業界団体等に対して、マイナポイントによる消費活性化策や令和 3 年 3 月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用を念頭に、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけていただいているところです。

マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることを期待されます。また、役員・教職員等にとっても、各種証明書のコンビニでの取得や e-Tax による確定申告等での利用、さらには今後、運転免許証との一体化も検討されている等、マイナンバーカードは、大きなメリットがあるカードです。

今般、菅内閣総理大臣の所信表明演説において、令和 4 年度末にはほぼ全国民に行き渡ることを目指していく旨の御発言があったところであり、政府として、普及拡大に向け、改めて、取組を進めているところです。

以上を踏まえ、内閣官房副長官補室・内閣官房番号制度推進室・総務省自治行政局住民制度課から、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけについて依頼がありました。

つきましては、各文部科学大臣所轄学校法人及び大学を設置する各学校設置会社においては、下記の要領で役員・教職員等に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っていただきますよう、また、各都道府県知事におかれては所轄の学校法人（専修学校・各種学校を設置する学校法人及び幼稚園を設置する学校法人以外の法人・個人を含む。）に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長においては、所轄の学校に対して、下記の要領で役員・教職員等に対しマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行うよう周知いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、今後必要に応じてマイナンバーカードの取得状況等に係る調査を実施する場合も

ございますので、御承知おきいただきますよう、お願い申し上げます。

## 記

- 1) 呼びかけに係る資料を用意しましたので、御活用下さい(チラシ「メリットいっぱい、マイナンバーカード」)。  
資料は、そのまま、貴法人のイントラネットへ掲載いただいたり、役員・教職員等に対しメール添付でお知らせいただいたりできるよう、作成しています。全ての職員の方が閲覧できるように、チラシの周知をお願いいたします。
- 2) 関連する以下の動画、ポスター、リーフレットの電子媒体を併せてお送りしますので、御自由に御活用下さい。
  - ・説明動画「メリットいっぱいマイナンバーカード」  
<https://www.cao.go.jp/bangouseido/link/prmovie33.html>  
(従業員に視聴いただくよう呼びかけをお願いいたします。)
  - ・ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」
  - ・リーフレット「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」
  - ・リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」
  - ・リーフレット「利用申込受付開始！マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！」
  - ・リーフレット「2021年3月(予定)からマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります！」
  - ・リーフレット「マイナンバーカードで上限5000円分のマイナポイントがもらえる！」
  - ・リーフレット「つかってみよう！マイナポータル」
- 3) 呼びかけは、できる限り速やかに(遅くとも年内には)実施頂ければ幸いです。
- 4) 令和2年度中にQRコード付きのカード交付申請書を、カード未取得者に送付する予定であり、QRコードを用いたオンライン申請を推奨しております。また、一部の市区町村においては、カードの交付申請について、貴法人に赴く方式を実施しています。御興味がある法人等におかれては、市区町村のマイナンバーカード担当課に御相談下さい。
- 5) 以上のほか、貴法人の実情に応じ、職員等に対し、効果的な呼びかけ等を行っていただければ幸いです。なにとぞ、よろしくお願いいたします。

### 【本件に関する問合せ先】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

法規・企画係

電話番号：03-5253-4111(内線：2532)

E-Mail：[sigakugy@mext.go.jp](mailto:sigakugy@mext.go.jp)